

男女共同参画・人権についての市民アンケート調査

～アンケート調査ご協力をお願い～

皆様には、日頃から行政運営にご理解とご協力をいただき、心から感謝申し上げます。

本市では、男女が平等でお互いの人権が尊重され、だれもが個性や能力を発揮でき、あらゆる分野において女性が活躍できる公平性の高い社会の構築を進めています。

また、多様性を認め合い、つながり、個人が尊重される共生社会の実現、豊かな人権文化の創造を目指しています。

このたび、本市における男女共同参画のさらなる推進及び人権尊重のまちづくりを一層推進するための基礎資料とさせていただきたく、アンケート調査を行うこととなりました。

この調査は、市内にお住まいの16歳以上の方々の中から無作為に選ばせていただいた3,000名を対象に行います。

質問によっては、個人の生活に立ち入ったものもありますが、このアンケートに書いていただいたことは統計を得るためだけに使うもので、それ以外の目的に使われることは決してありませんので、あなたの率直なお考えをお聞かせください。

皆様には、お忙しいところ誠に恐れ入りますが、アンケート調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

令和5年9月 生駒市長 小紫 雅史

<ご回答にあたって>

- 回答は、必ず宛名のご本人が無記名でご記入ください。
- 質問ごとに、あてはまる番号を○で囲んでください。質問によって、回答する箇所や○で囲む数が異なりますので、質問にしたがってご回答ください。
- 「その他」にあてはまる場合は、お手数ですが、()内に、なるべく具体的に記入ください。
- 調査票、返信用封筒には、住所、名前を記入する必要はありません。
- 記入いただいた調査票は、**9月19日(火)までに**、同封の返信用封筒に入れ、切手を貼らずに、郵便ポストに投函してください。

<Webからもご回答いただけます>

<https://questant.jp/q/GVUQJR61>



あなたの ID 番号：

- 上記サイトにアクセス後、上記7桁の「ID 番号」を入力してください。
- ID 番号は集計のための番号であり、個人が特定されることはありません。
- 調査票と Web の両方から回答した場合、Web 回答を優先して集計します。

※Webを使って翻訳(ほんやく)できます。QRコードを読み込んで、上のタブから言語を選択してください。

https://www-city-ikoma-lg-jp.translate.google.com/0000033260.html?x_tr_sl=ja&x_tr_tl=en&x_tr_hl=ja

※You can translate using the web. Scan the QR code and select your language from the tabs above.

※您可以使用网络进行翻译。扫描二维码并从上面的选项卡中选择您的语言。

※웹을 사용하여 번역할 수 있습니다. QR 코드를 읽고 위의 탭에서 언어를 선택하세요.



<この調査に関するお問い合わせ先>

生駒市男女共同参画プラザ

☎：0743-75-0237 FAX：0743-73-0555

住所：〒630-0257 奈良県生駒市元町1丁目6番12号
生駒セイセイビル1階

男女共同参画・人権についての市民アンケート調査 調査票

男女共同参画に関する質問にお答えください

【男女共同参画に関する意識について】

問1 あなたは次の考え方について、どう思いますか。①～④の項目ごとに1つずつ○をつけてください。

	そう思う	そう思わない	どちらとも いえない	わからない
① 男は仕事、女は家庭を担うべきだ	1	2	3	4
② 結婚したら妻が夫の姓を名乗る方がよい	1	2	3	4
③ 男の子は男らしく、女の子は女らしく育てる方がよい	1	2	3	4
④ 子どもが3歳くらいまでは、母親のもとで育てる方がよい	1	2	3	4

問2 現在、日本では次にあげる分野で男女の地位は平等になっていると思いますか。あなたの気持ちに最も近いものをお答え下さい。(それぞれいずれか1つに○)

	1 男性優位	2 やや男性 優位	3 平等	4 やや女性 優位	5 女性優位
1 社会全体としては	1	2	3	4	5
2 学校教育の場では	1	2	3	4	5
3 就職や職場では	1	2	3	4	5
4 地域活動の場では	1	2	3	4	5
5 家庭生活では	1	2	3	4	5
6 社会通念や慣習では	1	2	3	4	5
7 法律や制度の上では	1	2	3	4	5
8 政治の場では	1	2	3	4	5

問3 女性が職業を持つことについて、あなたはどうかお考えですか。(いずれか1つに○)

- 1 職業を持ち、結婚や出産後も仕事を続ける方がよい
- 2 いったん退職し、育児終了後再び職業を持つ方がよい
- 3 結婚を機会に家庭に入り、あとは職業を持たない方がよい
- 4 出産を機会に家庭に入り、あとは職業を持たない方がよい
- 5 女性は職業を持たない方がよい
- 6 その他(具体的に:)
- 7 わからない

問4 育児や介護、家事などに費やす時間を男女間でバランスのとれたものとし、職業生活における男女の活躍をさらに推進するために、特にどのような支援が必要だと思いますか。
(あてはまるものすべてに○)

- 1 保育や介護のための施設・サービスを充実すること
- 2 残業を少なくし、テレワークを推進するなど、勤務環境を整備すること
- 3 育児・介護休業や短時間勤務制度の充実、制度が利用しやすい職場環境であること
- 4 育児や介護で退職しても同一の職場に再雇用される制度があること
- 5 技術・知識の習得や資格の取得を支援すること
- 6 給与などで男女間格差をなくすこと
- 7 「男は仕事、女は家庭」という性別での役割分担意識を解消すること
- 8 その他（具体的に： _____）

【家事について】

問5 あなたが家事（育児・介護等を含めて）をする時間は、平日の平均で1日どのくらいですか。（いずれか1つに○）

- | | | |
|--------------|--------------|--------------|
| 1 まったくしない | 2 30分未満 | 3 30分以上1時間未満 |
| 4 1時間以上2時間未満 | 5 2時間以上4時間未満 | 6 4時間以上6時間未満 |
| 7 6時間以上8時間未満 | 8 8時間以上 | |

家族でお住まいの方におたずねします。（一人暮らしの方は、問7に進んでください。）

問6 あなたの家庭では、次にあげるようなことは、現在どなたが担当されていますか（現実）。また、理想としては、どなたが担当するのがいいと思いますか（理想）。
現実から1つ、理想から1つを、選んでください（1つずつに○）。

	現実			理想		
	1 どちらか という 自分	2 半々ずつ 分担	3 どちらか という 自分以外	1 どちらか という 自分	2 半々ずつ 分担	3 どちらか という 自分以外
1 食事のしたく	1	2	3	1	2	3
2 食事の後かたづけ	1	2	3	1	2	3
3 掃除	1	2	3	1	2	3
4 洗濯	1	2	3	1	2	3
5 ゴミ出し	1	2	3	1	2	3
6 買物（日用品）	1	2	3	1	2	3
7 家計の管理	1	2	3	1	2	3
8 子どもの世話やしつけ	1	2	3	1	2	3
9 高齢者や病人の介護	1	2	3	1	2	3
10 自治会などの地域活動	1	2	3	1	2	3

【育児休業・介護休業について】

問7 就労されている方におたずねします。(就労されていない方は問8へ)

問7-1 育児休業や介護休業について、あなたの職場であてはまるものをお答えください。(①、②のそれぞれについて、いずれか1つに○)

①育児休業について

- 1 男性も女性も利用している
- 2 女性は利用している
- 3 男性は利用している
- 4 制度はあるが、利用する人はいない
- 5 制度はあるが、利用している人がいるかどうか知らない
- 6 制度があるかどうかわからない
- 7 制度を知らない

②介護休業について

- 1 男性も女性も利用している
- 2 女性は利用している
- 3 男性は利用している
- 4 制度はあるが、利用する人はいない
- 5 制度はあるが、利用している人がいるかどうか知らない
- 6 制度があるかどうかわからない
- 7 制度を知らない

問7-2 あなたは育児休業や介護休業を取得したことはありますか。

①～②の項目ごとに1つずつ○をつけてください。

	取得したことがある	取得したことがない	取得したかったが、取得できなかった	取得する必要がなかった	制度がなかった
①育児休業	1	2	3	4	5
②介護休業	1	2	3	4	5



問7-2-1 前問で、いずれか一つでも「3取得したかったが、取得できなかった」を選択した方におたずねします。取得できなかった理由は何ですか。(○は3つまで)

- 1 代替要員が不足しているため
- 2 休業の制度を利用することにより収入が減ると、生活に困るため
- 3 育児と仕事を両立しづらい職場風土、雰囲気であるため
- 4 上司や職場の同僚の理解が得られないため
- 5 育児休業・介護休業制度について、よく分からないため
- 6 パートナーが取得し子育てを担当するので、自分は不要であるため
- 7 後のキャリア形成に影響しそうだったため
- 8 同じ仕事や職場に復帰できるめどがたたなかったため
- 9 職場から、取得すると人事評価が不利になるなどと言われたため
- 10 その他(具体的に:)

すべての方におたずねします。

問8 育児休業や介護休業制度が今よりも利用しやすくなるためには、どのようなことが必要だと思いますか。(〇は3つまで)

- 1 職場の理解
- 2 家族の理解
- 3 男性は外で働き、女性は家事・育児をすべきという固定的な性別役割分担意識の撤廃
- 4 育児休業・介護休業の際に仕事を引き継ぐことができる環境を整えること
- 5 育児休業・介護休業を取得しても、昇進・役職・給与に影響が出ないような環境を整えること
- 6 育児・介護に関する知識の取得
- 7 その他(具体的に:)

【就労の希望について】

問9 就労されていない方におたずねします。(就労されている方は問10へ)

問9-1 今後仕事をしたいと思いますか。(いずれか1つに〇)

- 1 仕事をしたい
- 2 仕事をしたくない
- 3 どちらとも言えない

問9-2 問9-1で「1 仕事をしたい」と回答した方におたずねします。

あなたが今後、就労する上で、不安に思うことや問題になることは何ですか。

(〇は3つまで)

- 1 就職・再就職することについて、配偶者や家族の理解を得られるか
- 2 配偶者や家族が家事・育児・介護等を分担してくれるか
- 3 子どもの預け先が見つかるか
- 4 自分が就職・再就職することによる子どもへの影響
- 5 家族の介護
- 6 必要な技術や知識が自分に十分あるか、対応できるか
- 7 離職期間が長いこと
- 8 自分の体力・健康
- 9 職場の人間関係
- 10 希望する職種や仕事内容、処遇の会社が見つかるか
- 11 希望する通勤時間・通勤距離での仕事が見つかるか
- 12 その他(具体的に:)

すべての方におたずねします。

【性暴力について】

問 10 あなたが「性暴力」に当たると考えるのはどれですか。(あてはまるものすべてに○)

- 1 性的な嫌がらせを受けること
- 2 相手の裸を見せられること
- 3 肩に手を置かれること
- 4 見たくない画像や動画を見させられること
- 5 体の特徴についてからかわれること

問 11 あなたは、最近5年間で、配偶者(事実婚※を含む)や交際相手から次のようなこと(DV、デートDV)を受けて怖いと感じるような経験がありましたか。(それぞれいずれか1つに○)

	1 一、二度 あった	2 何度もあった	3 なかった
1 身体的暴力を受けた(なぐる、ける、物を投げつけるなど)	1	2	3
2 心理的・精神的暴力を受けた(あなたや家族をおどす、暴言をはく、長時間無視するなど)	1	2	3
3 性的暴力を受けた(いやがっているのに性的な行為を強要する、見たくないのにポルノビデオ等を見せるなど)	1	2	3
4 経済的暴力を受けた(金銭的な依存や強要、生活費を渡さないなど)	1	2	3
5 社会的暴力を受けた(交友関係、電話やメールを細かく監視・規制するなど)	1	2	3

※事実婚：婚姻届を出さないで、事実上の夫婦生活を営む結婚形態のことをいいます

問 12 女性に対する暴力や様々な悩みなどに関する相談窓口などについて、あなたが知っているものを選んでください。(あてはまるものすべてに○)

- 1 生駒市男女共同参画プラザ
- 2 奈良県女性センター
- 3 奈良県中央こども家庭相談センター(配偶者暴力相談支援センター)
- 4 奈良県性暴力被害者サポートセンター(愛称：NARA ハート)
- 5 なら犯罪被害者支援センター・性暴力被害専用相談電話(SARASA)
- 6 警察署のナボくん相談コーナー
- 7 女性の人権ホットライン(法務局・地方法務局)・人権擁護委員
- 8 DV相談ナビ(#8008)

【生駒市の施策等について】

問 13 生駒市の施策等についておたずねします。

問 13-1 あなたは、現在の生駒市の政策に女性の意見がどの程度反映されていると思いますか。(いずれか1つに○)

- 1 十分反映されている
- 2 ある程度反映されている
- 3 あまり反映されていない
- 4 ほとんど反映されていない
- 5 わからない

問 13-2 へ

問 13-2 前問で「3 あまり反映されていない」、「4 ほとんど反映されていない」と答えられた方におたずねします。

生駒市の政策に女性の意見が反映されていないのは、主にどのような理由からだと思いますか。(○は3つまで)

- 1 議会や行政機関、審議会など政策・方針決定の場に女性が少ないから
- 2 女性の意見や考え方に対して、議会や行政機関の側の関心がうすいから
- 3 女性が学び、能力を高める機会が十分でないから
- 4 男性優位の組織運営だから
- 5 女性の側の積極性が十分でないから
- 6 その他(具体的に:)
- 7 わからない

すべての方におたずねします。

問 14 今後、男性が女性と共に家事、子育てや教育、介護、地域活動に参画していくためには、どのようなことが必要だと思いますか。(○は3つまで)

- 1 男女の役割分担についての社会通念や慣習を改めること
- 2 仕事と家庭の両立を支援するための情報提供・相談体制を整備すること
- 3 企業において、労働時間の短縮や育児休業・介護休業の利用しやすい環境をつくること
- 4 夫婦等の間で家事などの分担をするように十分話し合うこと
- 5 家事などを男女で分担するようなしつけや育て方を、子どもに対してすること
- 6 男性の仕事中心の生き方、考え方を改めること
- 7 男性が家事や子育てなどに対する抵抗感をなくすること
- 8 男性の生活面での自立を促すように女性が協力すること
- 9 男性が家事、子育てや介護などについての知識や方法を身につけること
- 10 その他(具体的に:)
- 11 わからない

問 15

- 13 その他（具体的に：_____）

権侵害です。ここでは、恋人（交際相手などデートをするような関係）の間で起こる「デートDV」も含まれます。

人権に関する質問にお答えください

問16 生駒市では、基本理念として『多様性を認め合い、つながり、個人が尊重される共生社会の実現、豊かな人権文化の創造』を定め、誰もが互いの個性を尊重し、多様な文化や価値観、個性を共に認め合う人権尊重のまちづくりを進めています。つぎの質問にお答えください。

問 16-1 あなたは、5年ほど前と比べて、市民の人権意識は高まってきていると思いますか。(いずれか1つに○)

- | | | |
|-------------|----------------|-------------|
| 1 そう思う | 2 どちらかといえばそう思う | 3 どちらともいえない |
| 4 あまりそう思わない | 5 そう思わない | 6 分からない |

問 16-2 つぎの人権問題で、あなたが関心のあるものは何ですか。
また、あなたの身近にどのような人権問題が存在していると思いますか。
(あてはまるものに○)

	関心がある ものに○印を	身近に 存在している ものに○印を
1 女性に関する問題		
2 子どもに関する問題		
3 高齢者に関する問題		
4 障がい者に関する問題		
5 同和問題		
6 日本に居住している外国人に関する問題		
7 ハラスメントなど※ ¹ 職場での問題		
8 非正規雇用など雇用形態の問題		
9 ワーキング・プア※ ² の問題		
10 生活保護に関する問題		
11 HIV感染者、ハンセン病回復者等に関する問題		
12 刑を終えて出所した人とその家族に関する問題		
13 犯罪被害者とその家族に関する問題		
14 プライバシー保護に関する問題		
15 インターネットを悪用した人権侵害に関する問題		
16 LGBTQなどの性的マイノリティに関する問題		
17 北朝鮮当局による拉致問題		
18 新型コロナウイルス感染症に関する問題		
19 その他(具体的に：)		

- ※1 仕事上での地位等の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛や職場環境を悪化させる行為のこと。
※2 働いて収入を得ているものの、収入水準が低く生活していくことが困難である労働者のこと。

問17 あなたは、最近5年間で、自己的人権が侵害されたと思われたことがありますか。
(いずれか1つに○)

1 ある..... 2 ない 3 わからない

問18 問17で「1 ある」と答えられた方におたずねします。

問18-1 それはどのような問題でしたか。(あてはまるものすべてに○)

- 1 女性に関する人権問題
- 2 子どもに関する人権問題
- 3 高齢者に関する人権問題
- 4 障がい者に関する人権問題
- 5 同和問題に関する人権問題
- 6 日本に居住している外国人に関する人権問題
- 7 犯罪被害者やその家族に関する人権問題
- 8 インターネット等（line や Twitter などの SNS を含む）に関する人権問題
- 9 LGBTQ などの性的少数者に関する人権問題
- 10 新型コロナウイルス感染症・感染者及びその家族に関する人権問題
- 11 HIV 感染者、ハンセン病回復者及びその家族に関する人権問題
- 12 個人のプライバシーに関する人権問題
- 13 配偶者や恋人からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）等に関する人権問題
- 14 職場や学校、集まり等でのハラスメントに関する人権問題（パワハラ、セクハラ、モラハラ※1、アカハラ※2等）
- 15 職場や学校、集まり等でのいじめや仲間外れ等に関する人権問題
- 16 職場の労働環境や雇用形態（非正規など）に関する人権問題
- 17 身体の体型や状態、心の状態等に対する侮辱等の人権問題
- 18 その他（具体的に)
- 19 おぼえていない

※1 モラルハラスメント（論理や道徳に反し、言葉や態度で相手に精神的なダメージを与えることを目的とした加害行為）

※2 アカデミックハラスメント（研究・教育の場において、優位な力関係のもとで教育・指導の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える行為）

問18-2 それはどのような内容でしたか。(あてはまるものすべてに○)

- 1 うわさをたてられたり、悪口、かげ口をいわれたりした
- 2 インターネット上で、悪口、かげ口をかかれたりした
- 3 役所や警察など、公的機関で不当な扱いを受けた
- 4 権利の行使を妨害された
- 5 責任や義務のないことをやらされた
- 6 犯罪や不法行為のぬれぎぬを着せられた
- 7 地域社会で仲間はずれにされた
- 8 アパートなどの住宅への入居を断られた
- 9 学校でいじめられたり、仲間はずれにされたりした
- 10 身近な人から暴力や虐待を受けた
- 11 働いている場で雇用主や上司などから不当な待遇を受けた
- 12 就職のとき、差別的な扱いを受けた
- 13 社会福祉施設等で不当な扱いを受けた
- 14 プライバシーを侵害された
- 15 ストーカーやつきまといを受けた
- 16 性的いやがらせ(セクシュアル・ハラスメント)を受けた
- 17 配偶者や恋人からの暴力(ドメスティック・バイオレンス)を受けた
- 18 その他(具体的に)
- 19 おぼえていない

問18-3 そのとき、どうされましたか。(あてはまるものすべてに○)

- | | |
|-------------------------|------------------------------|
| 1 相手に直接抗議した | 2 訴えた(裁判所、警察、行政など) |
| 3 相談した ...▶ 問18-4へ | 4 だまっただまんした(特になにもしなかった) |
| 5 無視した ...▶ 問18-5へ | 6 その他(具体的に) |

問18-5へ ▼

問18-3で「3 相談した」と答えられた方におたずねします。

問18-4 そのとき誰に相談しましたか。(あてはまるものすべてに○)

- 1 親、きょうだい、子どもや親せきに相談した
- 2 友人、同僚や上司に相談した
- 3 法務局に相談した
- 4 人権擁護委員に相談した
- 5 県の担当者に相談した
- 6 市の担当者に相談した
- 7 弁護士に相談した
- 8 警察に相談した
- 9 民間団体に相談した
- 10 新聞などマスコミに相談した
- 11 おぼえていない

問 18-3で「4 だまっていた（特になにもしなかった）」、「5 無視した」と答えられた方におたずねします。

問 18-5 その理由はなぜですか。（あてはまるものすべてに○）

- 1 相談しなかったが、誰に相談してよいか分からなかった
- 2 抗議や対抗措置ができる相手ではなかった
- 3 我慢できる程度の事柄だった
- 4 人間関係を壊したくなかった
- 5 人に言える事柄ではなかった
- 6 相談機関に相談すると、プライバシーが守られないと思った
- 7 過去に相談、訴えたりしたが役に立たなかった
- 8 その他（具体的に： _____）

これ以降の質問は、すべての方が回答してください。

問 19 女性に関する人権問題については、例えば以下のような問題があると思われます。そのうち、あなたが現時点で特に問題が大きいと思われるのはどのようなことですか。
（生駒市人権施策に関する基本計画進捗度の評価のため、○は3つまででお願いします。）

- 1 「男は仕事、女は家庭」という男女の固定的な役割分担意識があること
- 2 雇用、昇進、昇給などで男女が差別されること
- 3 女性の社会進出のための支援制度の不備
- 4 男女ともに、働きながら、家事や子育て・介護などを両立できる環境が整備されていないこと
- 5 配偶者や恋人からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）
- 6 性的いやがらせ（セクシュアル・ハラスメント）
- 7 職場において妊娠や出産者に対する嫌がらせ（マタニティ・ハラスメント）
- 8 ストーカー行為
- 9 売春・買春、援助交際
- 10 痴漢やわいせつ行為などの性犯罪
- 11 メディアによる女性のヌード写真の掲載
- 12 地域の慣習やしきたりに女性の参加制限があること
- 13 その他（ _____）
- 14 特に問題と思うことはない
- 15 わからない

問20 子どもに関する人権問題については、例えば以下のような問題があると思われます。そのうち、あなたが現時点で特に問題が大きいと思われるのはどのようなことですか。
(生駒市人権施策に関する基本計画進捗度の評価のため、○は3つまででお願いします。)

- 1 子ども同士のいじめ
- 2 親による子どもの体罰・虐待
- 3 子どもの貧困問題
- 4 進路選択などで、子どもの意思を無視すること
- 5 成績や学歴だけで判断すること
- 6 学校での教師による体罰や差別的な扱い
- 7 ビデオ、インターネット（パソコン、スマートフォンなど）での子どもを取り巻く性情報のはんらん
- 8 インターネットでの特定個人への誹謗中傷
- 9 児童買春や子どものヌード写真・映像を撮影や所持すること
- 10 家庭、学校、地域の連携が弱く、子どもを育てる環境が孤立していること
- 11 その他（ ）
- 12 特に問題と思うことはない
- 13 わからない

問21 高齢者に関する人権問題については、例えば以下のような問題があると思われます。そのうち、あなたが現時点で特に問題が大きいと思われるのはどのようなことですか。
(生駒市人権施策に関する基本計画進捗度の評価のため、○は3つまででお願いします。)

- 1 近所や地域の人とのふれあいや理解を深める機会が少なく孤立していること
- 2 経済的に自立が困難なこと
- 3 働ける能力を発揮する機会が少ないこと
- 4 悪徳商法の被害が多いこと
- 5 家族が世話することを避けたり、家族から虐待を受けたりすること
- 6 家族以外の関係者から虐待を受けること
- 7 家庭や施設での介護を支援する制度が十分でないこと
- 8 高齢者の意見や行動を尊重しないこと
- 9 道路や環境整備や公共施設、乗り物、建物の設備などにおいて、高齢者が暮らしやすいまちづくり・住宅づくりが進んでいないこと
- 10 情報を高齢者にわかりやすい形にして伝える配慮が足りないこと
- 11 その他（)
- 12 特に問題と思うことはない
- 13 わからない

問 22 障がいのある人に関する人権問題については、例えば以下のような問題があると思われます。そのうち、あなたが現時点で特に問題が大きいと思われるのはどのようなことですか。
(生駒市人権施策に関する基本計画進捗度の評価のため、○は3つまででお願いします。)

- 1 障がいのある人に対する人々の理解が十分でないこと
- 2 差別的な発言や落書きなどをすること
- 3 就職、職場での生活で不利益を受けること
- 4 道路の段差や駅の階段など、外出に不便をとまなうこと
- 5 障がいのある人の意見や行動が軽視されること
- 6 家族が必要な支援をしなかったり、暴力、暴言などの虐待をしたりすること
- 7 地域活動等に気軽に参加できないこと
- 8 障がいのある人の暮らしに適した住宅が身近にないこと
- 9 障がいのある人の生活を支援する福祉サービスが十分でないこと
- 10 その他 ()
- 11 特に問題と思うことはない
- 12 わからない

問 23 同和問題に関する人権問題については、例えば以下のような問題があると思われます。そのうち、あなたが現時点で特に問題が大きいと思われるのはどのようなことですか。
(生駒市人権施策に関する基本計画進捗度の評価のため、○は3つまででお願いします。)

- 1 差別的な言動やうわさ話
- 2 インターネットを悪用した差別書き込みや差別文書の掲載
- 3 就職・職場での差別、不利な扱い
- 4 結婚問題での周囲の反対
- 5 身元調査の実施
- 6 地域の付き合いでの差別、不利な扱い
- 7 旧同和地区への居住の敬遠
- 8 生活環境上の問題（住環境の未整備）
- 9 就労、産業面での問題（不安定就労など）
- 10 同和問題の理解不足につけ込み、高額図書を売りつけるなどの「えせ同和行為」
- 11 同和問題についての関心が薄らいでいること
- 12 その他 ()
- 13 特に問題と思うことはない
- 14 わからない

問 24 日本に居住している外国人に関する人権問題については、例えば以下のような問題があると思われます。あなたが現時点で特に問題が大きいと思われるのはどのようなことですか。
(生駒市人権施策に関する基本計画進捗度の評価のため、○は3つまでをお願いします。)

- 1 外国の生活習慣や文化、宗教などの違いへの理解が不足しており、地域社会の受け入れが十分でないこと
- 2 年金や医療保険などの社会保障が十分でないこと
- 3 住宅を容易に借りることができないこと
- 4 外国にルーツを持つ子どもに対し、十分な教育ができないこと
- 5 就職や仕事の内容、待遇などで不利な条件におかれていること
- 6 差別的な発言（ヘイトスピーチ等）や行為などをすること
- 7 近隣や地域の人とのふれあいや理解を深める機会が少なく孤立していること
- 8 地方参政権が認められていないこと
- 9 言語の違いによって生活に必要な十分な情報が得られないこと
- 10 その他（ ）
- 11 特に問題と思うことはない
- 12 わからない

問 25 犯罪被害者の方やその家族に関する人権問題については、例えば以下のような問題があると思われます。あなたが現時点で特に問題が大きいと思われるのはどのようなことですか。
(生駒市人権施策に関する基本計画進捗度の評価のため、○は3つまででお願いします。)

- 1 差別的な言動を受けること
- 2 事件のことにに関して、周囲にうわさ話をされること
- 3 捜査や刑事裁判において精神的負担を受けること
- 4 誤ってプライバシーが報道されること
- 5 マスコミ等の取材で平穏な私生活が保てなくなること
- 6 インターネットで情報が拡散されること
- 7 その他（)
- 8 特に問題と思うことはない
- 9 わからない

問 26 インターネットに関する人権問題については、例えば以下のような問題があると思われます。そのうち、あなたが現時点で特に問題が大きいと思われるのはどのようなことですか。
(生駒市人権施策に関する基本計画進捗度の評価のため、○は3つまででお願いします。)

- 1 自分の実名、住所、顔写真や電話番号等、プライバシーを暴露されること
- 2 自分ではない誰かの実名、住所、顔写真や電話番号等、プライバシーを暴露されること
- 3 自分に対する、いわれの無い非難・中傷、あるいは根拠の無いウソが流されること
- 4 自分ではない誰かに対する、いわれの無い誹謗中傷、あるいは根拠の無いウソが流されること
- 5 犯罪捜査の対象の未成年者の名前・顔写真が掲載されること
- 6 情報発信者が特定されないため、無責任な発言を行うこと
- 7 SNSや出会い系サイトの存在など犯罪を誘発する場となっていること
- 8 ネットポルノなど違法、有害なホームページが存在すること
- 9 悪質商法によるインターネット取引で被害が発生すること
- 10 特定の集団、職業等に対する、いわれの無い非難・中傷、あるいは差別を助長するような情報が掲載されること
- 11 その他 ()
- 12 特に問題と思うことはない
- 13 わからない

問 27 LGBTQなどの性的少数者に関する人権問題については、例えば以下のような問題があると思われます。そのうち、あなたが現時点で特に問題が大きいと思われるのはどのようなことですか。(生駒市人権施策に関する基本計画進捗度の評価のため、○は3つまででお願いします。)

- 1 「男らしく、女らしく」という考えを押しつけられること
- 2 職場、学校等で嫌がらせやいじめを受けること
- 3 就職時や職場で不利な扱いを受けること
- 4 差別的な言動をされること
- 5 アパート等への入居を拒否されること
- 6 性的少数者の人権を守るための法律や制度の整備が十分でないこと
- 7 近所や地域の人とのふれあいや理解を深める機会が少なく孤立していること
- 8 その他 ()
- 9 特に問題と思うことはない
- 10 わからない

問 28 新型コロナウイルス感染症に関する人権問題については、例えば以下のような問題があると思われます。そのうち、あなたが現時点で特に問題が大きいと思われるのはどのようなことですか。(生駒市人権施策に関する基本計画進捗度の評価のため、○は3つまででお願いします。)

- 1 感染者やその家族について、いわれの無い非難・中傷、あるいは根拠の無いウソが流されること
- 2 感染者やその家族の実名、住所、顔写真や電話番号等、プライバシーを暴露されること
- 3 感染者の子どもがいじめられること
- 4 医療従事者等の家族が出勤や店舗等への入店を拒否されたり、子どもの登校・登園を拒否されたりすること
- 5 根拠の無い誹謗中傷、あるいは根拠の無いウソにより店舗等の営業を妨げられること
- 6 他の都道府県からの移動者が嫌がらせをされること
- 7 外国人であることをもって、不当な取り扱いをされること
- 8 その他 ()
- 9 特に問題と思うことはない
- 10 わからない

問29 あなたは、人権問題にかかわる次のような法律や条例及び生駒市の人権に関する計画や条例などをご存じですか。それぞれの項目について選んでください。(それぞれ1つに○)

	知 内 容 は い る	知 名 称 は い る	知 ら な い
(例) 1 国際人権規約 (1966)	1	②	3
1 国際人権規約 (1966)	1	2	3
2 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律 (男女雇用機会均等法) (1972)	1	2	3
3 男女共同参画社会基本法 (1999)	1	2	3
4 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律 (2000)	1	2	3
5 児童虐待の防止等に関する法律 (児童虐待防止法) (2000)	1	2	3
6 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 (DV 防止法) (2001)	1	2	3
7 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律 (プロバイダ責任制限法) (2001)	1	2	3
8 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 (障害者差別解消法) (2013)	1	2	3
9 子どもの貧困対策の推進に関する法律 (子どもの貧困対策法) (2013)	1	2	3
10 いじめ防止対策推進法 (2013)	1	2	3
11 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律 (ヘイトスピーチ解消法) (2016)	1	2	3
12 部落差別の解消の推進に関する法律 (部落差別解消推進法) (2016)	1	2	3
13 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 (女性活躍推進法) (2015)	1	2	3
14 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律 (2018)	1	2	3
15 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律 (困難女性支援法) (2022)	1	2	3
16 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律 (LGBT 理解増進法) (2023)	1	2	3
17 生駒市人権施策に関する基本計画 (第2次)	1	2	3
18 生駒市国際化基本指針 (1996)	1	2	3
19 生駒市人権擁護に関する条例 (1994)	1	2	3
20 生駒市男女共同参画推進条例 (2007)	1	2	3
21 生駒市犯罪被害者等支援条例 (2019)	1	2	3
22 生駒市パートナーシップ宣誓制度 (2021)	1	2	3
23 差別をなくす強調月間 (7月1日～31日)	1	2	3
24 人権週間 (12月4日～10日)	1	2	3
25 人権を確かめあう日 (毎月11日)	1	2	3

問 36 現在、同居しているご家族の構成についてお答えください。
(あてはまるものすべてに○)

- | | |
|--------------|---------------|
| 1 親（実親・義理の親） | 2 配偶者（事実婚を含む） |
| 3 同性パートナー | 4 子ども |
| 5 祖父母 | 6 兄弟・姉妹 |
| 7 その他の親族 | 8 ひとり暮らし |
| 9 その他（具体的に： | ） |

問 37 生駒市の男女共同参画・人権施策への意見、要望などがございましたら、ご自由にお書きください。

ご協力ありがとうございました。ご記入いただいた調査票は同封の返信用封筒をご利用いただき、9月19日（火）までに郵便ポストへ投函してください。切手は不要です。

裏面に相談窓口一覧を記載しております



相 談 窓 口

市の相談窓口

○生駒市では、人権相談以外にも様々な相談窓口の一覧をホームページに掲載しています。詳しくは右のQRコードをご参照ください。



生駒市男女共同参画プラザ

生駒市元町1丁目6番12号（生駒セイセイビル1階）

○夫婦のこと、家族のこと、人間関係のことなど女性が抱えている悩みの相談に応じています。

- ・女性相談員による電話・面接相談 火～土曜日 9:00～16:00
- ・女性弁護士による法律相談 毎月第3水曜日 13:00～16:00
- ・☎相談専用 0743-73-0556

生駒市人権施策課

○毎日の生活を営むうえで、これは人権侵害ではないだろうかと感じたり、問題解決の糸口がよく分からなくて困ったりすることがあれば、ご相談ください。

- ・生駒市人権擁護委員による相談 原則 毎月第3火曜日 10:00～15:00
- ・生駒市役所 人権施策課 平日 8:30～17:15
- ☎0743-74-1111 内線 3261

奈良地方法務局

- ・法務局による人権相談 平日 8:30～17:15
- 奈良地方法務局 人権擁護課（☎0742-23-5457）

なら人権相談ネットワーク

○県では、各相談機関が密接に連携・協力し、さまざまな相談に対して当事者の立場にたったきめ細やかな相談活動ができるよう、「なら人権相談ネットワーク」を設立し、活動しています。詳しくは、右のQRコードをご参照ください。

